



申請するのはこんなとき!? 出産育児一時金

ネスレ Nestlé
Good Food, Good Life

ネスレ健康保険組合

— 申請の必要がない方がほとんどという現実 —

出産に関する各種申請は、やるべきことがたくさん。このような中で、多くの方がよくわからないまま出産育児一時金を申請をしています。実は**ほとんどの方は申請の必要がありません!**
詳細な説明はネスレ健康保険組合(ケンポ)のHP (<http://www.nestlekenpo.jp/tetsuzuki/shussan/>)で、ご確認いただき、ここでは面倒な申請が必要か不要かを簡単にご紹介します。出産前後のママやパパの負担を少しでも軽くして、赤ちゃんの健やかな成長を応援したい、それがケンポの思いです。

「出産育児一時金」とは

「出産育児一時金」は赤ちゃんが生まれると支給されます。産科医療補償制度加入機関か、それ以外の機関かで、支給額は異なります。

支給額

- 産科医療補償制度加算対象の出産：420,000円
- 上記以外の出産：404,000円



産科医療補償制度加入機関

(産科医療補償制度の対象分娩です)

※分娩後、出産育児一時金の申請の際は、この領収書の写しが必要となります。

産科医療補償制度加入機関かどうかは、**領収書**や**明細書**に上記の押印があるかどうかでわかります。

※不明な場合は産院で尋ねてみましょう。

多くのママは「直接支払制度」の合意文書にサインしている!?

出産には高額な費用が必要となります。まとめて支払うのは負担が伴うことから、病院で「直接支払制度」利用の合意文書(別添1参照)に署名捺印すれば、**上記の金額を差し引いた額のみを窓口で支払えばよい**ため、多くの病院では「直接支払制度」を利用しています。

★**「直接支払制度」合意文書に署名・捺印された方は、出産育児一時金申請は不要!**

病院は合意文書をもとに、ケンポに直接、支払いの申請を行うため、ママやパパがケンポに別途申請をする必要はありません。直接支払制度を利用した場合の支払例を下記で確認してみましょう。

直接支払制度利用の例



「出産育児一時金」の申請が必要な場合

多くの方は「出産育児一時金」の申請が不要であることは上記からご理解いただけたと思います。では、申請が必要な場合とは、どんなときかをご紹介します。

申請が必要な場合

- 病院が「直接支払制度」を利用していない。
- 病院外での出産(この場合はケンポへご相談ください)

毎月10名弱の方が
出産されているネスレ健保。
2018年2月~7月の半年間で
実際に申請が必要だった方は
なんと**1名**だけでした。



「出産育児一時金差額申請」って何!?

「直接支払制度」合意文書にサインし、**病院窓口での支払額が「0円」だった方**(1円でも支払った方は該当しません)は、出産育児一時金の支給金額よりも出産費用が安かった可能性があります。「出産育児一時金差額申請」を行うと、その差額がケンポから給付されます。忘れずに申請を行ってくださいね。

(別添 1)

下記の直接支払制度合意文書に署名・捺印された方は「出産育児一時金」の申請は不要です

各病院等の入院予約時などに妊婦と交わす直接支払制度合意文書の例（参考）

当院では、できるだけ現金でお支払いいただかなくても済むように、平成 21 年 10 月からはじまった「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことを原則としております。

- 妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金（※）を請求いたします。手続きについて手数料はいただきません。
（※）家族出産育児一時金、共催の出産費及び家族出産費を含みます。
- 退院時に当院からご請求する費用について、原則 42 万円の一時金の範囲内で、現金等でお支払いいただく必要がなくなります。
 - ・ 出産費用が 42 万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
 - ・ 出産費用が 42 万円で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。※ 当院が医療保険者から受け取った一時金の額の範囲で、妊婦の方へ一時金の支給があったものとして取り扱われます。
- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3 割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの 3 割負担のお支払いにも充てさせていただきます。
- この仕組みを利用なさらず、一時金を医療保険者から受け取りたい場合には、お申し出ください。その場合、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いいただくこととなります。

<妊婦の方へのお願い>

- ① 入院時に保険証をご提示ください。また、入院後、保険証が変更された場合には、速やかに変更後の保険証をご提示ください。
※ 退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せ提示ください（詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください。）
- ② 妊婦健診等により、帝王切開など高額な保険診療が必要とわかった方は、加入されている医療保険者に「限度額適用認定証」等を申請し、お会計の際にご提示ください。ご提示いただければ、一般に 3 割の窓口負担が「80,100 円+かかった医療費の 1%」に据え置かれます（所得により異なります）。入院時にお持ちでない方は、退院時までにご入手ください。

限度額適用認定証等をお持ちにならないと請求額が高額になることもありますので、忘れずにお持ちください。

以上説明を受け、**ネスレ健康保険組合**から支給される一時金について、直接支払い制度を利用することに合意いたします。

被保険者（世帯主）

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

医療機関等使用欄

○○病院 院長 ○○ ○○ 印

（出産予定日）○○月○○日
直接支払制度不活用